

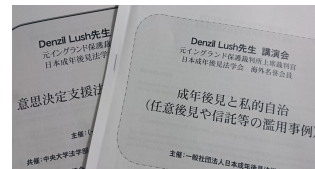
## ヒルフェ通信(6月号) ❁ そっと寄り添いやさしくサポート ❁

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆日本成年後見法学会主催の講演会へ参加しました

平成31年4月20日及び22日の2日間、元イングランド保護裁判所上席裁判官で日本成年後見法学会海外名誉会員のDenzil Lush先生の講演会へ、ヒルフェから両日とも数名ずつ参加いたしました。20日は「成年後見と私的自治(任意後見や信託等の濫用事例)」、22日は「意思決定支援法とOPGの監督機能」というテーマでした。



古くは紀元前450年から1000年頃までのローマ法に始まった、イングランド及びウェールズにおける成年後見制度の変遷について、その時代の背景と合わせた説明がありました。

「意思決定支援は誰のためにあるのか」は、第一には本人のため、第二には本人の家族のためにあると考えられています。しかしながら、本人の扶養された家族が忘れられる傾向にあるという、日本における後見実務でも当てはまるような事例の紹介がありました。

また、現在のイングランド及びウェールズでは、「保護裁判所」(後見人の任命権・解任権を有し、財産管理・身上保護に関する紛争について司法的な判断を行う。)と「後見庁」(主に事務管理機能を果たし、法定後見人の監督や任意後見人の名簿管理を行う。)があり、役割を分掌しています。

そして、後見人には、誠実で清廉であることが求められ、本人の最善の利益を図ること、業務を他人に委任しないこと、本人との間に利益相反が起こらないようにすること、といった17条に及ぶ「COP4」と呼ばれる後見人宣言について、後見人候補者が理解した上で、宣言する手続きを取ります。

記憶の底に眠っていた世界史の知識をぼんやり思い出しながら、法律の変遷や旧事例から最新事例まで伺いました。日本においては、家庭裁判所の運用が変わりつつあるところですが、まず私たち後見人に求められるのは、本人のために誠実で清廉であることと再認識いたしました。(理事 黒澤聡子)

### ◆東京都消費生活総合センターの啓発イベントに参加

平成31年4月19日、東京都消費生活総合センターの「悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として開催されたイベントに、法教育推進特別委員会、ADRセンターとともにヒルフェ広報も参加してまいりました。場所は飯田橋、東京都消費生活総合センターの所在地でもあるセントラルプラザ内の商業施設ラムラ内です。そこで、ヒルフェのリーフレットも含む、キャンペーン資料を通行人に配布するという啓発イベントです。今回は戸外の通路だけでなく、商業施設内の通路でも配布の許可が出たということで、私たちは主にそちらで配布致しました。



春のキャンペーン参加は初めてでしたが、アポ電強盗など、従来のオレオレ詐欺から派生したような凶悪な事件もまだ耳に新しいこともあってか、関心を持つ方が増えたという印象でした。親御さんの家の電話のところに貼っておきたいので、もう一部欲しいなどと積極的に資料をもらいに来る方や、ご自身や身の回りの体験などをお話くださる方、どこに相談に行けばいいのかなど、具体的な質問をされる方もおられました。

穏やかな晴天の中、戸外ではゆるキャラたち(カモかも、サギだもん)も、通行する皆さんの撮影に応じながら啓発活動を行っていました。

成年後見が悪質商法などで被害にあった方にできること、またその予防のためにできることなどを考えるのはもちろんですが、このような地道な活動を継続することが、啓発活動には重要なことだと改めて感じることができました。今後もいろいろな関係諸機関と、いろいろな形での交流を通じ、連携を深められる活動を行いながら、ヒルフェの活動にも活かしてまいりたいと思います。

### ◆定時総会の開催について

次の日程で、定時総会が開催されます。

日時: 令和元年6月24日(月)午前10時~(予定) 場所: 東京都行政書士会地下講堂

予定している主な議案は下記の通りです。

- ・平成30年度事業報告の承認について
- ・平成30年度決算報告及び監査報告の承認について
- ・令和元年度事業計画(案)の承認について
- ・令和元年度予算(案)の承認について

※詳細はおってご連絡いたしますので、会員の皆さま、是非ご出席をお願い致します。

